

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所寄附金等受入規程

平成17年4月1日

17規程第43号

改正 平成27年4月1日27規程第45号

改正 平成29年4月1日29規程第8号

改正 令和4年11月30日4規程第21号

改正 令和6年8月23日6規程第9号

改正 令和8年4月7日8規程第21号

(目的)

第1条 この規程は、国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所（以下「研究所」という。）の寄附金等の受領等について必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第1条の2 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 寄附者：研究所に寄附をする者をいう。
- 二 寄附金：寄附者が寄附をする現金及び有価証券をいう。
- 三 寄附金等：寄附者が寄附をする寄附金及び物品、土地、建物等の資産をいう。

(寄附金等の使途)

第2条 研究所が受領する寄附金は、研究所が実施する研究業務及びそれに関する管理業務に使途を制限するものである。

2 研究所が受領する物品、土地、建物等の寄附は、研究所が実施する研究業務及び管理業務に使途を制限するものである。

3 寄附者は前2項の範囲内で寄附金等の使途を指定することができるものとする。

(寄附金等の募集)

第2条の2 研究所は寄附金等を、常時募ることができる。

2 研究所は前項のほか、前条第1項及び第2項の範囲内で使途を制限した寄附金等を募ることができる。

(寄附の申込み)

第2条の3 研究所は寄附金等を受け入れようとするときは、研究所へ寄附しようとする者に、次の各号に掲げる事項を記載した寄附申込書（別紙様式第1号。電磁的方法も含む。）

又はこれに準じるものを提出させるものとする。ただし電磁的方法による申込みの場合はこの限りではない。

- 一 寄附しようとする者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地）
- 二 寄附の目的
- 三 寄附金等の名称、数量及び価額（金銭にあっては金額）
- 四 研究所との利害関係の有無
- 五 その他必要な事項

2 研究所はその職員が募集に応じて申込み等を行い、寄附金等を受け入れようとするときは、当該申込み等を行った者に、次の各号に掲げる書類を提出させるものとする。

- 一 申込み等が採択された旨を証する書類又はその写し
- 二 募集の概要が記載された書類
- 三 その他必要な書類

第3条 （削除）

（寄附の受入れ等）

第4条 研究所は寄附金等を受け入れようとする場合において、次の各号に掲げる寄附は受け入れることができないものとする。

- 一 寄附金等により取得した財産を無償で寄附者に譲与することが条件付けられている寄附
- 二 寄附金等による学術研究等の結果得られた知的財産権を寄附者に譲渡し、又は使用させることが条件付けられている寄附
- 三 寄附金等の使用について、寄附者による会計検査の実施が条件付けられている寄附
- 四 寄附申込後、寄附者が随意により寄附金等の全部または一部を取り消すことができる寄附
- 五 寄附金等の対価として何らかの利益又は便宜を供与することが条件に付されている寄附
- 六 寄附金等の受入れが研究所の業務運営に支障をきたすおそれがある寄附
- 七 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条第1項各号に掲げる者からの寄附
- 八 反社会的勢力からの寄附
- 九 研究所と利害関係（研究所と研究所の役職員との間の利害関係を除く。）を有する者から行われる寄附
- 十 その他、理事長が社会通念上、受入れを適当でないと認める寄附

- 2 研究所の寄附金等取扱部署は提出された申込を総務部長に報告するものとし、総務部長は、研究所の運営上有意義であり、かつ、前項の各号に定める受入基準に抵触しないものについて受入れを決定するものとする。ただし、次の各号に該当する申込みについては、理事長の承認を得るものとする。
 - 一 現金以外の寄附金等
 - 二 その他理事長の承認を必要とする寄附金
- 3 寄附の受入れ後に、その寄附が第1項のいずれかの号に掲げる寄附に該当することが判明した場合は、その寄附者に対し寄附辞退書（別紙様式第2号）を送付し、寄附を返還することができる。

（寄附金等の事務処理手続）

- 第5条 研究所は、寄附金等を受領したときは、寄附者に遅滞なく寄附金等受領証（別紙様式第3号。以下「受領証」という。）を送付するものとする。ただし、寄附者が受領証の送付を希望しない場合はこの限りではない。
- 2 研究所は、同一の寄附者からの寄附金等の受領が1年間に複数回にわたる場合には、受領証を一括して送付することができる。
 - 3 受領証の送付は、寄附者の同意があり業務上可能である場合、電磁的方法によって代えることができる。
 - 4 研究所は、寄附金の収支状況及び使途について適切に公表するものとする。
 - 5 研究所は、現金以外の寄附金等が固定資産に該当する場合には、寄附者の協力を得て適切な評価額により固定資産に計上するとともに、固定資産管理台帳等に登載しなければならない。
 - 6 研究所は、寄附された固定資産で登記を要するものについては、寄附者の協力を得て必要な登記をしなければならない。

（特典）

- 第6条 研究所は寄附者に対して礼状の送付を行うことができる。
- 2 研究所は、その裁量で礼状の額装、芳名披露及び研究所が催すイベントの案内等を寄附者の同意の上、行うことができる。

（寄附者に対する報告）

- 第7条 寄附金等を受領した役職員は、寄附の目的となった業務の成果について、寄附者に対して報告することができる。

（寄附金等の使途変更等）

第8条 次の各号のいずれかに該当するときは、第2条第2項若しくは第2条の2第2項で制限された用途を、理事長の承認を得て、第2条第1項の範囲内で変更することができる。

- 一 寄附目的が達せられ、寄附金に残額が生じたとき。
- 二 合理的な理由により、寄附金等の使用内容、組織等を変更するとき。ただし、研究所は寄附者（寄附者が同意を表明できない場合においては寄附者の意思を了知しうる者）へ同意を得るものとする。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から適用する。

附 則（平成27年4月1日27規程第45号）

この規程は、平成27年4月1日から適用する。

附 則（平成29年4月1日29規程第8号）

この規程は、平成29年4月1日から適用する。

附 則（令和4年11月30日4規程第21号）

この規程は、令和4年11月30日から適用する。

附 則（令和6年8月23日6規程第9号）

この規程は、令和6年8月23日から適用する。

附 則（令和8年4月7日8規程第21号）

この規程は、令和8年4月7日から適用する。

様式第1号

寄附申込書

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所寄附金等受入規程（平成17年規程第43号）第2条の3の規定に基づき、下記のとおり貴研究所への寄附を申し込みます。

記

- 1 寄附しようとする者の氏名、住所、電話番号及びメールアドレス（法人にあっては、その名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地、電話番号及びメールアドレス）
- 2 寄附の目的（研究所の特定の部局又は役職員の活動に対する寄附の場合には、当該部局等の名称を含めること）
- 3 寄附金等の名称、数量及び価額（金銭にあっては金額）
- 4 受領証の送付の希望の有無 ☐有 ☐無
- 5 研究所との利害関係の有無 ☐有 ☐無
- 6 その他必要な事項

令和 年 月 日

住所 法人にあっては、主たる事務所の所在地

氏名 法人にあっては、名称及び代表者の氏名

電話番号 () —

メールアドレス @

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所 理事長 殿

寄附辞退書

令和 年 月 日【御社(寄附申し出者が法人の場合)/〇〇様(寄附申し出者が個人の場合(〇〇には当該申し出者の名字を記載))】から当法人に対し、ご寄附のお申込みを賜りましたことに深く感謝いたします。

さて、【御社(寄附申し出者が法人の場合)/〇〇様(寄附申し出者が個人の場合(〇〇には当該申し出者の名字を記載))】からお申込みを賜りましたご寄附につきましては、【御社(寄附申し出者が法人の場合)/〇〇様(寄附申し出者が個人の場合(〇〇には当該申し出者の名字を記載))】のご厚意に対し甚だ恐縮ではございますが、謹んでご辞退申し上げますので、何卒ご了承賜りますようお願い申し上げます。

1 氏名

(寄附申込者)【御中(寄附申し出者が法人の場合)/殿(寄附申し出者が個人の場合)】

2 お申し込みいただいた寄附の目的(研究所の特定の部局又は役職員の活動に対する寄附の場合には、当該部局等の名称を含めること)

3 お申し込みいただいた寄附金等の名称、数量及び価額(金銭にあっては金額)

令和 年 月 日

大阪府茨木市彩都あさぎ七丁目6番8号
国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所 理事長

様式第3号

寄附金等受領証

住 所 _____

氏 名 _____ 殿

寄附金額（物品等については当該資産の名称等）

上記の金額（物品等）を受領いたしました。

令和 年 月 日

大阪府茨木市彩都あさぎ七丁目6番8号

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所 理事長